

# いじめ対応マニュアル

～しない、させない、見逃さない～

長野県諏訪実業高等学校

## I いじめ問題の理解

### 1 いじめの定義

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。

起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛をあたえるものも含む

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

### 2 基本認識

- 「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりえる」
  - ・ だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」
  - ・ いじめられたとする生徒の心理面を重視する。
- 「いじめは人として絶対許されない」
  - ・ 人権や生命に関わる重大な問題である。

### 3 いじめの態様

日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

#### (1) 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

#### (2) 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

## 4 いじめの背景

### (1) いじめの要因

いじめの要因には、学校における人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられる。

#### 【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめとする教育活動が生徒の満足感や成就感を味わえるものになっていない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。

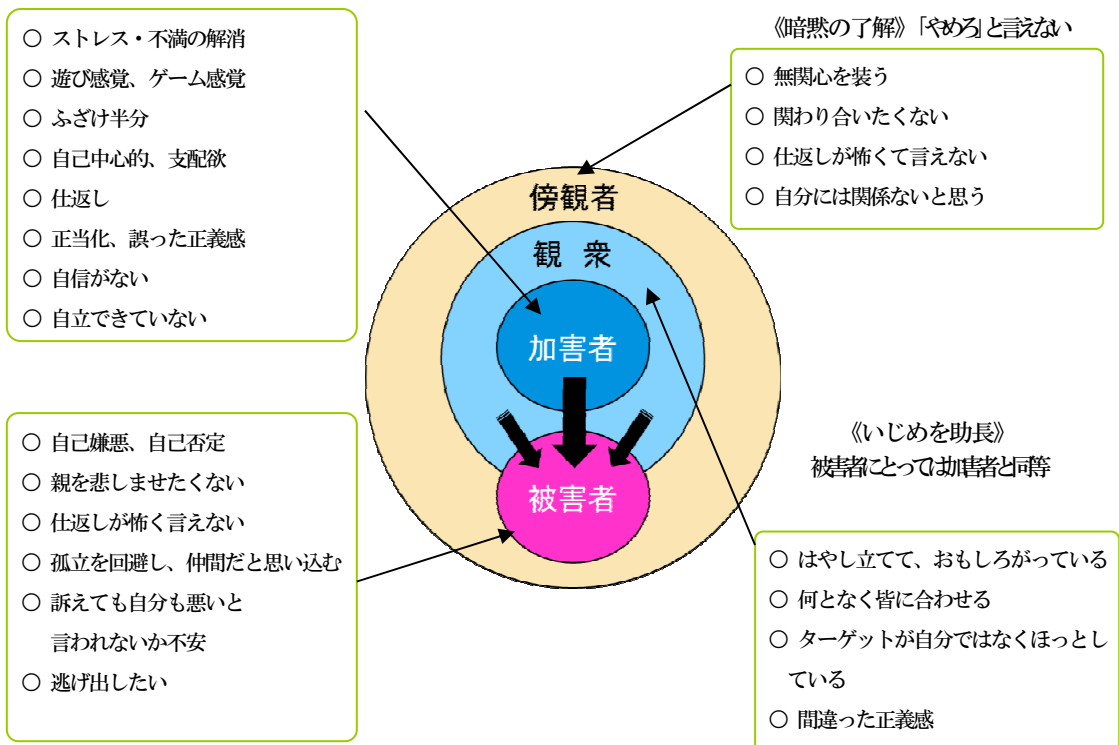
#### 【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。
- 経済的に苦しく子どもに気がまわらない

#### 【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 夜型社会により深夜徘徊や問題行動が誘発されやすい環境になっている。
- 社会全体の人間関係が希薄になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。

### (2) いじめの構造



## II いじめ問題への取組

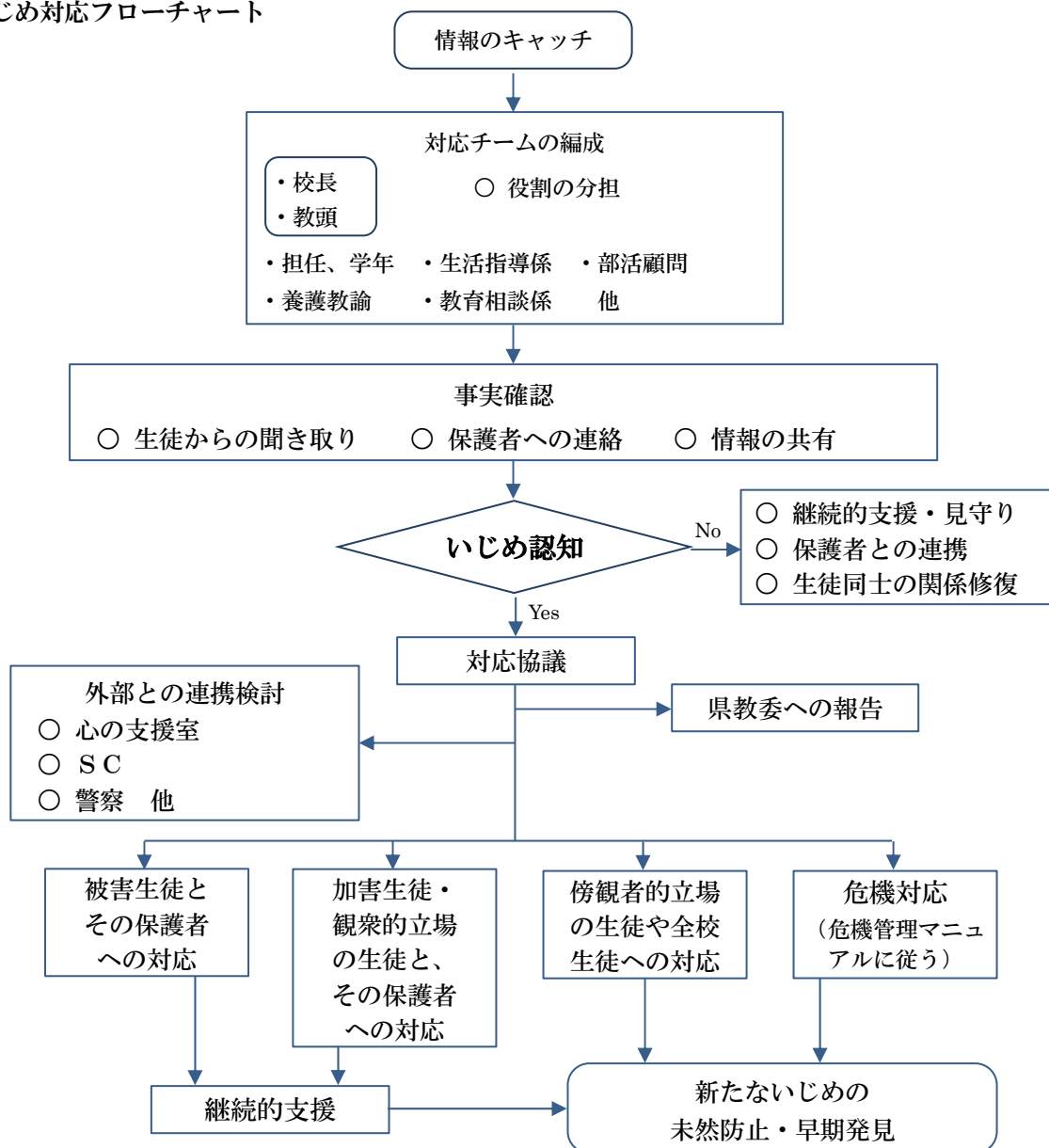
### 1 いじめの未然防止

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知
  - HRや全校集会・学年集会の活用
    - 「いじめは人権侵害である」との認識に立ち、断固たる学校側の姿勢を示す。
  - 生徒や保護者向け通信の活用
- (2) 生徒との信頼関係の構築
  - 受容的態度と、毅然とした態度のバランスのよい対応
  - 生徒の話をよく聞く
  - 日頃の積極的な交流
- (3) 生徒理解に基づいた指導
  - 気づき票やチェックシートを活用する（学期ごとに実施）
  - 丁寧な観察と面談
  - 社会性や対人関係力を高める指導
- (4) 職員研修の充実
  - 生徒理解に関する研修
    - 学年会や職員会で緊密な情報交換や共通理解を図る
  - いじめに関する事例研究
  - 生徒指導スキルや教育相談スキルの向上
  - いじめ問題への取組の定期的な点検をする

### 2 いじめの早期発見

- (1) 実態把握
  - 気づき票やアンケート調査の計画的な実施
  - 生徒同士の関係の丁寧な観察
- (2) 教育相談体制の整備
  - 係と学年との連携を密にする
  - 面談週間を設定する
  - 校内外の相談窓口の周知方法
    - こどもの権利支援センター（026-235-7458）
    - 24時間いじめダイヤル（0570-078310）
    - チャイルドライン（0120-99-7777）
- (3) 保護者との連携
  - 家庭用アンケートの実施
  - 日頃から連絡を密にする

### 3 いじめ対応フローチャート



### 4 いじめ対応の基本

- 「一人で抱え込まず、組織的に対応」
  - ・ 情報をキャッチしたら、一人で抱え込まない風土の醸成。(ホウ・レン・ソウ)
  - ・ 迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。
  - ・ 事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
  - ・ 情報提供者の秘密を厳守する。
- 「被害生徒を守り通す」
  - ・ 被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
  - ・ いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。
- 「いじめは絶対許さない」
  - ・ 加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。

## 5 「ネットいじめ」とは？

### 「ネットいじめ」の特徴

- (1) 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- (2) インターネットがもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に「被害者」にも「加害者」にもなる。
- (3) インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- (4) 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話の利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

### 「ネットいじめ」の態様

- (1) 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
  - 誹謗中傷の書き込み
  - 個人情報の無断掲載
  - なりすまし 等
- (2) メールでの「ネット上のいじめ」
  - 誹謗中傷するメール
  - チェーンメール
  - なりすましメール 等
- (3) その他
  - 口込みサイト
  - オンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み 等

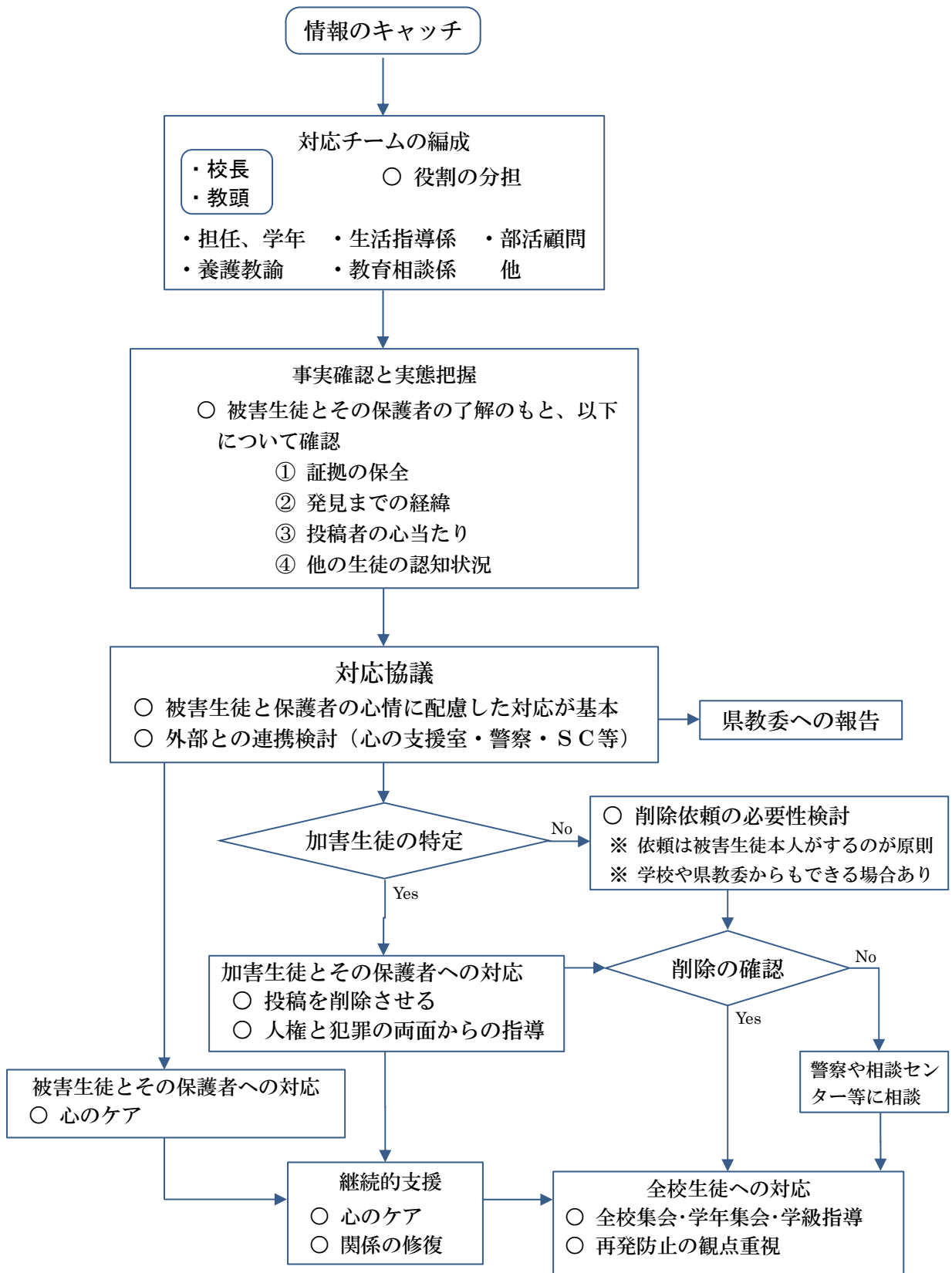
### プロフの実態

- ・個人情報  
実名、電話番号、学校名、顔写真等が平気で掲載され、それらの個人情報が悪用される。
- ・なりすまし  
ある生徒の顔写真を勝手に使いプロフを作成し、そこに根も葉もない情報を書き込む。  
また、異性になりすまし、出会い系サイトに誘い込む。
- ・わいせつ画像  
サイトへのアクセス数を増やすために過激な写真を貼る。

### 学校裏サイトの実態

- ・学校別に掲示板を作成している。
- ・教員、クラスメイト、先輩、後輩などの評判、誹謗中傷が書き込まれる。
- ・身近な大人、知人が実名で語られる。
- ・携帯電話からしかアクセスできないサイトが多く、パスワードがないと入れない。

6 「ネットいじめ」対応フローチャート



## 7 ネットいじめ対応について

### (1) 削除依頼について

#### ① 証拠の保全・記録

- 発見日時、発見の経緯
- ウェブページアドレス（URL）の記録
- ウェブページの印刷とファイル保存  
印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

#### ② 削除依頼

- 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
- 加害生徒が特定できない場合
  - ・ 削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見るのが適当な場合、または削除依頼をせずに「無視する」場合がある。
  - ・ 被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
  - ・ 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
  - ・ 削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。
- 削除依頼の手順
  - 1 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
  - 2 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
  - 3 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
  - 4 削除されない場合、専用の相談窓口にご相談する。

※ 緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援室に相談する。
- 削除依頼メールの文例

#### 【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私（生徒）の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL：http://～

スレッド：http://～

書き込みNo.：

掲載情報：私（生徒）の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私（その生徒）と〇〇しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利：プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由：私（生徒）の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※ 詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

### (2) 相談窓口

- 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権110番」 0120-007-110
- 教学指導課心の支援室 026-235-7436